# 後発医薬品（ジェネリック医薬品）
# バイオ後続品（バイオシミラー）
# の使用促進について

厚生労働省の方針に従い、当院では後発医薬品及びバイオ後続品を積極的に採用し、導入に関する説明を行っております。

採用については品質確保、安定供給等当院の定めるところにより審査し安全・有効な医薬品を選定しております。

ご不明な点がございましたら医師または薬剤師へお尋ねください。

バイオ後続品（バイオシミラー）とは

バイオ医薬品の特許が切れた後に、他の製薬会社から発売される薬のことです。特許が切れたバイオ医薬品と同じように使うことができます。

［地域支援・医薬品供給対応体制加算］［バイオ後続品使用体制加算］　令和８年６月

# 患者さんへのお願い

医薬品の製造や品質管理体制の不備などにより，一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。医薬品の確保など適切な対応ができる体制を整えております。供給状況によっては他の医薬品や治療法への変更をご相談またご説明させていただくことがあります。

また，後発医薬品のある医薬品については，特定の医薬品名を指定するのではなく，薬剤の成分をもとにした一般名処方※を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも，患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

ご不明な点がございましたら医師または薬剤師へご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく，「有効成分名」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき，必要なお薬が提供しやすくなります。